

平成27年本宮市教育委員会7月臨時会会議録

1 日 時 平成27年7月29日(水) 午後4時00分～午後5時10分

2 場 所 本宮市役所 3階 大会議室

3 出席委員 教 育 長 原 瀬 久美子
教育長職務代理人(1番) 仲 川 清
委 員(2番) 渡 辺 俊 之
委 員(3番) 谷 明 子
委 員(4番) 古 宮 博 文

4 出席職員 教育部長 後藤 章
次長兼教育総務課長 渡辺 正彦
幼保学校課長 渡辺 裕美
参事兼管理主事兼指導主事 渡辺 敏弘
指導主事 穠山 俊之
(書記)教育総務課課長補佐 渡辺 和義

5 傍聴人 なし

6 案 件
議案第60号 平成28年度使用教科用図書の採択について

7 審議経過

【午後4時00分開会】

◇教育長 皆さん、こんにちは。

ただいまより、教育委員会7月の臨時会を始めさせていただきます。着座のまま進めさせていただきます。

◇**◎会議録署名委員の指名**

◇教育長 会議録署名委員は、2番委員と3番委員をお願いいたします。

◇**◎議案第60号 平成28年度使用教科用図書採択について**

◇教育長 協議に入る前に、教科用図書採択手順の確認のため、事務局に説明を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇教育長 それでは、事務局、説明をお願いします。

◇事務局 それでは、最初に採択の手順の流れについて説明をさせていただきます。

資料1のほうです。資料1とあるほうの1ページ目をお開きいただきたいと思います。資料1の1ページになります。

何度かご説明させていただいておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

まず、左側のほうですけれども、教科用図書の採択事務の経過といたしまして、6月23日に採択地区協議会におきまして、採択地区協議会の選定委員会に対しまして、28年度使用教科用図書の選定について諮問をしております。

これを受けまして、6月24日、採択地区協議会選定委員会では、採択地区協議会調査委員会に対しまして、教科用図書を種目ごとに調査研究するように依頼をしております。

採択地区協議会調査委員会では、6月29日、6月30日に教科用図書の種目ごとに調査研究をしまして、その結果を、今度右側のほうにいきますけれども、7月13日、採択地区協議会の選定委員会に報告をしております。きのうですけれども、7月28日、採択地区協議会の選定委員会は、教科用図書2種目を順位をつけて選定して、採択地区協議会に答申をしております。

採択地区協議会は、各市町村教育委員会にこの結果に対して採択するように要請をしました。この要請を受けまして、本日の臨時教育委員会ということになってございます。

本日の臨時教育委員会におきましては、採択地区協議会で選定された教科用図書について審議いただき、採択の承認をお願いしたいということになってございます。

次、2ページ目をお開きいただきたいと思います。

本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項、それと本宮市教育委員会会議規則第19条によりまして、秘密会、非公開とすることができることとなっております。

次、3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページ目には、福島・伊達・安達採択地区教科用図書共同採択に関する規程ということで、これはことしの4月に一部改正がされております。一番大きな改正点は、第2条になってございます。第2条が、教科用図書採択事務の委任につきましてですけれども、福島県市町村教育委員会連絡協議会福島・伊達・安達支会は、採択地区協議会長に採択事務の一切を委任するというようにされております。

それから、最後のほうですけれども、6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページの19条、協議会の報告に基づく採択ということで、関係市町村教育委員会の教科用図書の採択は、法第13条第5項となっておりますけれども、この法というのは、この資料の2ページにあります義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、これの第13条第5項になってございますけれども、これも4月に改正がありまして、第5項は新しく定められたものになってございます。ここでも、同じ内容になってございますけれども、採択地区協議会で決定した内容に基づいて教科用図書を採択しなければならないという内容になっておるところでございます。

それから、最後の7ページになりますけれども、これは福島・伊達・安達採択地区教科用図書選定の基準になってございます。

簡単ですけれども、採択の手順についてご説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、ただいまの説明に関して質問等はございませんでしょうか。

[発言する人なし]

◇教育長 ただいまの説明ありました2ページの5のところですね。前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の

教科用図書を採択しなければならないというふうになりました。これにつきましては、今年度、27年4月1日からこの規定になります。前に、竹富町というところが採択地区協議会で決めたのと違う教科書を使ったというので、すごく話題になったと思うんですけども、そういうことが今度はできなくなったと。この採択地区協議会でこれを使いますよと言ったら、そこに入っていた市町村は全部それを使わなければならないということが、法で決められたということです。

それでは、ただいまより教科書採択についての議事に移ります。

議案第60号 平成28年度使用教科用図書の採択について、説明をお願いいたします。

◇事務局 それでは、今度は臨時会と書いてあります2枚だけの資料になりますけれども、その1ページ目をごらんいただきたいと思います。資料ではなくて、臨時会の議案が書いてあるものになります。では、朗読いたします。

◇書記 [議案第60号を朗読]

◇教育長 それでは、ここからは採択に係る意思形成過程に必要な協議になりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項並びに本宮市教育委員会会議規則第19条に基づき秘密会といたしますけれども、きょうは傍聴人がおりませんので、このまま進めさせていただきます。

[非 公 開]

◇

◎閉会の宣告

◇教育長 では、以上をもちまして、教育委員会7月臨時会を終了いたします。

【午後 5時10分閉会】